

第3号議案

公益法人移行について

1. 移行に関する全体的な状況

2008年12月1日に施行された新公益法人法に基づく申請及び公益認定の状況は、2月末日現在、旧公益法人（特例民法法人）では、移行方針が未定とするところが多い状況です。なお、自治体設立法人の移行方針は、未定が多数あるものの、方針を決めている法人の多くは、公益法人をめざしています。民間設立法人では、一般法人を選択する傾向にあるようです。

その背景には、公益法人への移行にあたっては、認定のための提出書類が多いなど手続きが煩雑であること、認定によるメリットが少ないこと、認定後の運営、特に事務処理に従来以上に比重がかかること、などによるものと思われる。また、他の類似法人の認定状況をみて方針を決定し、申請するという傾向にあること等が考えられます。

2. 当センターの基本的態度

2008年度3月総会および6月総会において、公益法人法の施行にあたっては、公益法人への移行を基本とし、移行のスケジュール等については、「2009年3月総会で正式に決定し、2009年度中に正式申請」をめざすことを確認しました。これに基づいて、この間、理事会・事務局で所要の検討・準備を行ってまいりました。引き続き移行にかかわる課題の検討、準備を進め、2009年6月総会において定款の変更を行い、それ以降に移行申請を行うことをめざします。

ただし、他の法人の動向、他県の自治研センター等の動向をふまえて方針の変更等を行う場合には、総会に諮り、決定します。

3. 移行にあたっての具体的な検討課題

(1) 定款の変更

新法の規程にのっとり、現行の定款を改正し、新定款を作成します。6月総会で定款の変更を行うこととし、事前の準備を開始します。

(2) 運営体制の確立

新法では、公益活動を行うための体制について求めています。例えば、理事会と理事の職務等、新・新公益法人会計基準に基づく会計管理、調査・研究ができる人的・機能的整備、事業執行に必要な管理体制等を整備することが必要です。

(3) 財政的な基盤づくり

公益活動を継続しうる財政基盤の確立が必要です。当センターの主たる収入は、会員の会費によっています。会員の維持・拡大が無ければ存続できません。財政基盤づくりのための合意と具体的な手だてが必要です。

3. 公益認定法人準備委員会による作業

昨年6月の総会で設置した準備委員会で、移行の準備・検討を行います。

委員長 松元専務理事

副委員長 早坂常務理事

事務局長 勝島常務理事

委員 学識理事等から若干名

事務局 内山事務局次長、センター事務局員

4. 会員への周知

会員への周知をはかり、執行します。